

権利を守る制度

権利を守る制度は本人を保護するとともに、本人の生きる力、夢や希望を深めたり、広げていくものです。その人らしい人生を支えるために一緒に考えるための支援機関もあります。

成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい・認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設の入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことを判断することが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても十分な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、そのような判断能力の不十分な方々に代わって成年後見人がその判断能力を補い、代わって意思決定をし、本人に不利な契約を取り消して無効にしたり、代理人として契約をとりきめ、判断能力の不十分な方々の権利を守る制度です。また、本人を保護するとともに、自己決定権を尊重し、持っている能力を最大限に活用するように支援し、最後までその人らしい人生が送れるようお手伝いをする制度です。

法定成年後見制度は本人の判断の判断能力によって3つの類型に分かれています。

	後 見	保 佐	補 助
対 象 者	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立が出来る人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官など 市町村		

成年後見人等の役割（※成年後見人等、成年後見人、補佐人、補助人を指す）

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

任意後見制度

任意後見制度は、判断力がある時にあらかじめ任意後見人を選任し、委任契約を結んでおく制度です。公証人役場で公正証書を作成します。判断能力が低下した時に家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見人が後見活動を行います。

参考資料

1歳から3歳までの発育に関する資料



次のページの資料は、発達障がい者支援センターホームページに掲載されているものです。

1歳から3歳のお子さんを対象としていますので、参考にして下さい。
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

臨床心理士による相談（市役所）

市役所 福祉サービス総合相談支援センター
毎週水曜日（午後）

※市役所閉庁日はお休みです

※事前予約の方が優先となります

電話 35-3002

各圏域発達障がい支援センター（岐阜県）

NPO 法人サン・はぎわら
下呂市萩原町萩原 600 番地 1
（萩原南保育園内）

電話 0576-52-1118